

関西大学法学研究所
第83回特別研究会

国際人権法で保障された人権としての〈食の安全〉
—中国・食品安全法の制定をめぐる—

近年中国は急速な経済発展とそれを支える産業構造の転換、そして大規模な国土開発がなされている。その結果、いまや、世界の経済大国に成長した。そのような急激な展開は、一方において莫大な富や豊かな階層を生み出すとともに、半面において極端な貧富の差をもたらしている。さらにまたとくに貧困層を苦しめているのが、大気汚染や水質汚濁といった深刻な公害問題と、人体に深刻なダメージを与える化学成分などが混入した食品の流通、すなわち早急の対策を必要とする〈食の安全〉問題である。

このセミナーでは、食品安全に関する近年の立法動向を概観するとともに、現在の中国が直面している食の安全をめぐるさまざまな問題を、生存権にかかわる基本的人権という観点から検討する。

日時 平成21年11月27日(金) 16:20~17:50
場所 児島惟謙館1階 第1会議室

報告 ド ガン ジェン
杜 鋼 建 (中国汕頭大学法学院院長・教授)

通訳 バイ バ ゲン
白 巴 根 (中国汕頭大学法学院教授)

司会 **角田 猛之** (アジア法文化研究班主幹・法学部教授)

- 聴講自由 多数のご来場を歓迎いたします。
- 問合せ先 関西大学研究所事務室 〒564-8680 吹田市山手町3-3-35
TEL 06-6368-1179 / FAX 06-6339-7721
E-mail : hk-adm@ml.kandai.jp



主催 関西大学法学研究所
Institute of Legal Studies, Kansai University